

駐車場管理規定

1. 駐車場名称 善光寺表参道大門町駐車場

所在地 長野県長野市大門 572-1

2. 駐車場管理者

(1) 所在地 長野市大門町 78 番地

(2) 名称 大門町上商店街協同組合

第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)

第 2 章 利用 (第 7 条—第 13 条)

第 3 章 駐車料金及び算定等 (第 14 条—第 18 条)

第 4 章 引取りのない車両の措置 (第 19 条—第 22 条)

第 5 章 保管責任及び損害賠償 (第 23 条—第 27 条)

第 6 章 雑則 (第 28 条)

第 1 章 総 則

(通則)

第 1 条 本駐車場 (以下「駐車場」という。) の利用に関する事項は、この規定による。

(契約の成立)

第 2 条 駐車場の利用者 (以下「利用者」という。) は、この規定を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第 3 条 駐車場の営業時間は、毎日 0 時から 23 時 59 分までの 24 時間とする。

(時間制利用の利用時間)

第 4 条 駐車場の 1 回の利用 (定期券による利用を除く。) は、駐車券を受け取った日から起算して 7 日目の営業終了時までを限度とする。ただし、やむをえない場合には、駐車場管理者 (以下「管理者」という。) の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第 5 条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車した自動車(駐車場法第 2 条第 4 号に定める自動車、以下「車輛」という。)の退避 (以下「営業休止等」という。) を行うことができる。

(1) 天変地異による災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他にこれ等に準ずる事故が発生又は発生する恐れがあると認められる場合。

(2) 保安上営業や場内出入通行に支障を生じ継続が適当でないと認められる場合。

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

(駐車できる車輛)

第 6 条 駐車場に駐車することのできる車輛は、道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、大型自動二輪車 (側車付きのものは除く。) 及び普通自動二輪車 (側車付きのものは除く。) 以外

のもの（以下「四輪自動車」という。）は、積載物又は取付物を含めて駐車場内白線枠内であることとし車体下部にプラスチック・ウレタン樹脂等のパーツが付いていない車両、長さ 4.8 m、幅 1.9m、高さ 2.6m、最低地上高が 15cm 以上、及び重量 2.5 t を越えないものに限る。但し、管理者が許可した車両は、その限りではない。

第2章 利 用

（駐車場の機械利用等）

第7条 自動駐車料金精算機器にて管理し、車室毎にフラップ板が設置されており、この板の上下動作により車室への入出庫を管制している。

- (1) 車両が各車室に入庫し 3 分以上停止すると有料駐車とみなしフラップ板が上昇する。
- (2) 自動発券機を装備しており、駐車した車室番号を押すと駐車券が発行される。
- (2) 車両が出庫するときは、自動駐車料金精算機に駐車券を挿入(駐車券を紛失または取得しなかった場合は、車室番号を自動料金精算機へ操作入力する)、所定の駐車料金を支払うとフラップ板が下がり出庫可能となる。
- (3) 駐車場の管理上必要があるときは、車室を閉鎖する時がある。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は 8km 毎時を越えないこと。
- (2) 駐車場内は追い越をしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ボロ切れ及び吸いがら等は各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、駐車料金精算機器周辺にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は駐車場内において飲酒、賭事及び喧騒に亘る行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を修理する場合は駐車白線枠内にて行うこと。
- (7) 駐車場内での車両の洗浄行為はしないこと。
- (8) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え、又はその他の事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。
- (9) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、扉及びトランクには施錠をして盗難防止に努めること。

(10)場内においては営業行為及び演説、宣伝、募金、署名運動その他公安を害する行為は絶対にしないこと。

(11)その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、周囲の交通事情や駐車場が満車である場合は駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を拒絶し、または車輛を退去させることができる。

(1)駐車場の施設若しくは器物又は他の車輛その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損又は汚損するおそれがあるとき。

(2)車輛備え付けのガソリン携帯缶を除き引火物、爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。

(3)著しく騒音又は臭気を発するとき。

(4)非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。

(5)その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することができる。

(1)管理者が周辺交通事情や安全を確保が困難な場合は出庫を拒否できる。

(2)利用者が出庫する場合において所定額の現金、若しくは所定数のサービス券を納付しないとき、又は定期券を提示しないとき。

(3)この規定第13条に規定する措置を取るため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場について事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車輛の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 駐車料金は、車輛1台につき以下の通りとする。

(1) 駐車後3分以内は無料

(2) 駐車後3分以降1時間までは300円

(3) 上記(2)以後2時間まで600円

(4) 上記(3)以後1時間毎に300円の追徴

(5) 但し18:00から翌朝5:00は夜間5割引料金となる。

(時間制駐車料金における駐車時間)

(1) 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、各車室に入つた時刻から駐車料金精算機で精算が完了するまでとする。また精算完了後、同車室に5分以上、継続駐車した場合は、再駐車とみなし駐車時間として扱います。

(2) 駐車時間が前条の夜間料金にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期券及び定期券料金)

第16条 定期券を発行する場合には、利用者は管理者との間において定期券契約を締結し契約で定めるものの他、以下に定めるところによる。

- (1) 定期券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- (2) 場が満車であるときは、定期券利用者に対して駐車を断ることがある。
- (3) 定期券利用者は、定期券契約において記載した車輛の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。
また、定期券利用者が定期券契約において記載した車輛を変更しようとする場合は、所定の変更届けを事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- (4) 定期券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障をきたすおそれがある場合は、管理者は、定期券契約を解除することができる。

(サービス券)

第17条 “駐車サービス券”を下記にて管理者または管理者が定めた代理人にて有料(第14条駐車料金にて算出)発行する。

- 1時間無料サービス券/駐車料金300円相当(夜間2時間相当)

上記サービス券代金は、当該サービス券を引渡しの際に収受する。

(不正利用者に対する割増金)

第18条 所定の駐車料金を支払わないで出庫したり、フラップ板を踏んだ駐車、車室の白枠線内に駐車しない車両などの不正駐車行為や各券の偽造や管理者への無許可変更、定期券の第三者への譲渡や貸与があった場合は、管理者は不正利用者に対し所定駐車料金と別にこの行為に係わる手数料及び調査費を加算して収受する。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取り請求)

第19条 規定日数を超え駐車する車輛の処置

- (1) 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車輛を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を越えて車輛を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車輛を引取することを請求することができる。
- (2) 前項の場合において、利用者が車輛の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車輛の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車輛を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車輛の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車輛の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- (3) 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

- (4) 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車輛について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第20条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者などを確知する為に必要な限度において、車輛(車内を含む。)を調査することができる。

(車輛の移動)

第21条 管理者は、第19条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知、または駐車場において掲示して、車輛を他の場所に移動することができる。

(車輛の処分)

第22条 管理者は長期(三ヶ月程度)に渡り駐車し出庫しない車輛を処分することができる。

- (1) 管理者は、利用者及び所有者等が車輛を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者などを確知することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車輛の引取りを催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車輛の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車輛の時価が売却に要する費用(催告後の車輛の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車輛の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
- (2) 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- (3) 管理者は、第1項の規定により車輛を処分した場合は、駐車料金並びに車輛の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第23条 駐車時の保管責任について

- (1) 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期券による利用者へあつては、定期券を確認して車輛入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)車輛の保管責任を負う。
- (2) 管理者は、出庫の際に駐車券を回収(定期券による利用者へあつては、定期券を確認して)車輛を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車輛に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第24条 管理者は、車輛保管にあたり、第26条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車輛の滅失又は損害について、当該車輛の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車輛の積載物又は取付物に関する免責)

第25条 管理者は、駐車場に駐車する車輛の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第26条 管理者は、次の事由によって生じた車輛又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他不可抗力による事故
- (2) 当該車輛その他積載物若しくは取付物の瑕疵又は積載物若しくは取付物の性質による事故。
- (3) 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- (4) 第5条の規定による営業休止などの措置。
- (5) 第13条の規定による措置。

(利用者に対する損害賠償の請求)

第27条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害を請求するものとする。

第6章 雑 則

(この規定に定めない事項)

第28条 この規定に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。